

香川県報



第 67 号

平成 17 年

8月26日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県野営場規則

（みどり整備課）

一

告 示

○介護保険法の規定による事業者及び施設の指定

（長寿社会対策課）

五

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

（水産課）

○道路の位置指定（二件）

（建築課）

○香川県証紙の売りさばき人の変更

（会計課）

○香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し

（ ）

六

公 告

○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

○第三十九期香川県労働委員会候補者の推薦要領

（労働政策課）

○土地改良事業の適否決定（二件）

（土地改良課）

○土地改良事業の認可

（ ）

○土地改良事業の同意

（ ）

八

規 則

香川県野営場規則をここに公布する。

平成十七年八月二十六日

香川県知事

真 鍋 武 紀

香川県規則第八十六号

香川県野営場規則

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県野営場条例（昭和四十二年香川県条例第二号）第五条第六項及び第十一条の規定に基づき野営場の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第二条 次に掲げる施設を利用することができる時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、野営地を宿泊して利用する場合は、午後零時から翌日（連泊して利用する場合にあつては、その最終日）の午前十一時までとする。

一 女木島野営場の野営地

二 県民いきいの森野営場の次に掲げる施設

イ 野営地

ロ 大滝大川自然公園センター

ハ 自然学習館

ニ レストハウス

三 大川山野営場の次に掲げる施設

イ 野営地

ロ 自然学習館

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、野営場の各施設を利用することができる時間を変更することができる。

（利用することができない日）

第三条 前条第一項各号に掲げる施設を利用することができない日は、次のとおりとする。

一 七月、八月及び九月を除く毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、利用することができない日を変更し、又は利用することができない日を設けることができる。

（行為の許可）

第四条 野営場において、次に掲げる行為をしようとする者は、野営場内行為許可申請書（第一号様式）を知事に提出してその許可を受けなければならない。

- 一 物品販売、業としての写真撮影その他の営業行為
- 二 募金、署名運動その他これらに類する行為
- 三 映画会、競技会、展示会その他これらに類する催しのために野営場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、野営場内行為変更許可申請書(第二号様式)を知事に提出してその許可を受けなければならない。

3 知事は、前二項の許可に野営場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第五条 知事は、野営場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は野営場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、野営場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、野営場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第六条 野営場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 野営場を損壊し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- 四 指定された場所以外の場所で野営すること。
- 五 指定された場所以外の場所でたき火又は炊き火をすること。
- 六 他の野営場の利用者に迷惑をかける行為

(利用者に対する指示等)

第七条 知事は、野営場の管理のため必要があると認めるときは、野営場を利用する者に対し、野営場の管理に必要な指示をすることができる。

2 知事は、野営場を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、野営場からの退去その他野営場の管理に必要な事項を命ずることができる。

- 一 この規則の規定に違反したとき。
- 二 前項の規定による指示に従わなかったとき。

(指定管理者による管理の基準等)

第八条 香川県野営場条例第五条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に野営場の運営を行うこと。
- 二 野営場の維持管理を適切に行うこと。
- 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 香川県野営場条例第五条第六項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

- 一 女木島野営場 当該施設の維持管理及び運営に関する業務
- 二 県民いこいの森野営場又は大川山野営場 当該施設の維持管理及び利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務
- 三 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第五条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 四 野営場の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第二条、第三条及び次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、野営場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

(日本工業規格A列4番)

野営場内行為許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

(団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

次のとおり野営場内における行為の許可を受けたいので申請します。

行為をする野営場	<input type="checkbox"/> 女木島野営場 <input type="checkbox"/> 県民いこいの森野営場 <input type="checkbox"/> 大川山野営場
目 的	
内 容	
期 間 及 び 時 間	
行 為 の 場 所	
利 用 面 積	

- 注 1 この申請書は、行為をする野営場ごとに作成してください。
- 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 目的の欄には、何々の販売、何々のための写真撮影、何々のための募金、何々のための映画会の開催等の行為の目的を具体的に記載してください。
- 4 内容の欄には、物品の販売をする場合にあつては販売品目及び従事する人数を、写真撮影をする場合にあつては撮影機の台数及び従事する人数を、催しを行う場合にあつては有料又は無料の別、従事する人数及び参加する人数を、その他の場合にあつてはその内容を具体的に記載してください。
- 5 行為の場所の欄には、施設の名称等を具体的に記載してください。
- 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

野営場内行為変更許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり野営場内における行為の変更許可を受けたいので申請します。

行為をする野営場	<input type="checkbox"/> 女木島野営場 <input type="checkbox"/> 県民いこいの森野営場 <input type="checkbox"/> 大川山野営場	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		

- 注 1 この申請書は、行為をする野営場ごとに作成してください。
- 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

告示

●香川県告示第五百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七七〇一 〇三七六四	居宅介護支援事業所桃源郷 高松市十川西町三六八番地一	医療法人社団恵生会 理事長 入江博章 高松市十川西町三六八番地一	平成十七年 八月十五日	居宅介護 支援
三七七一四 〇〇四九〇	幸楽指定訪問介護事業所 香川郡香南町大字横井九〇五番地二	空港タクシー有株式会社 代表取締役 谷澄子 香川郡香南町大字横井九〇五番地二	平成十七年 八月十六日	訪問介護
三七七〇一 〇三七七二	通所リハビリテーション桃源郷 高松市十川西町三六八番地一	医療法人社団恵生会 理事長 入江博章 高松市十川西町三六八番地一	平成十七年 八月二十二日	通所リハビリテーション

●香川県告示第五百二十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、本島加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたとので告示する。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道

路の位置を次のように指定した。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 中土指道 第八号
- 二 指定年月日 平成十七年八月十六日
- 三 指定道路の位置 丸亀市郡家町字重元一五九〇―一及び同地先水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇〇メートル
延長 一四・九七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 建築指道 第三号
- 二 指定年月日 平成十七年八月十八日
- 三 指定道路の位置 香川郡香川町大字浅野字下実相寺三五九一―一二及び三五九二―一二
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル
延長 三二・七三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百二十八号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 住所 高松市番町四丁目一番一〇号
- 二 氏名

三 香川県庁消費生活協同組合
売りさばき場所

変更前 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁消費生活協同組合内

高松市鬼無町佐藤二〇―一 香川県陸運事務所内

高松市松島町一丁目一七番一六号 香川県高松合同庁舎内

善通寺市生野本町二丁目一番二二号 仲多度合同庁舎内

綾歌郡国分寺町福家甲一二五八―一九 香川県軽自動車会館内

変更後 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁消費生活協同組合内

高松市鬼無町佐藤二〇―一 香川県東讃県税事務所鬼無分室内

高松市松島町一丁目一七番一六号 香川県高松合同庁舎内

善通寺市生野本町二丁目一番二二号 香川県仲多度合同庁舎内

●香川県告示第五百二十九号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 取消年月日

平成十七年八月十八日

二 住所

高松市木太町二五三三番地

三 氏名

株式会社四国自動車学校

四 売りさばき場所

高松市木太町二五三三番地

公 告

●香川県公告第四百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規

定により、次のとおり公告する。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コメリ 新潟県新潟市清水四五〇一番地一

大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五

株式会社ベスト電器 福岡県福岡市中央区那の津二丁目一番二二号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三三〇番一ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住

所

変更前 株式会社コメリ 新潟県新潟市米山四丁目一番二八号

変更後 株式会社コメリ 新潟県新潟市清水四五〇一番地一

4 変更年月日

平成十七年三月二十五日

5 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住

所の変更のため

二 届出年月日

平成十七年八月十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年八月二十六日（金曜日）から平成十七年十二月二十六日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年十二月二十六日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第四百九十二号

第三十九期香川県労働委員会委員を任命するため、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の要領により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第三十九期香川県労働委員会委員候補者の推薦要領

一 推薦をする団体の資格

1 使用者委員候補者の推薦をする資格のある使用者団体は、香川県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

2 労働者委員候補者の推薦をする資格のある労働組合は、香川県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合である旨の香川県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 推薦をされる者の欠格事由

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなる

までの者は、委員となることができない。
三 推薦をすることができる候補者の数
制限なし

四 推薦受付期間

平成十七年八月二十六日から同年十月七日まで

五 推薦書類の提出場所

香川県商工労働部労働政策課

六 推薦書及び添付書類

香川県商工労働部労働政策課において配布する様式一及び様式二による書類に、使用者団体が推薦する場合にあつてはその団体の定款、寄附行為又は団体規約等を、労働組合が推薦する場合にあつてはその組合が労働組合法の規定に適合する旨の香川県労働委員会決定書の写し又は証明書を添付すること。

●香川県公告第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、仁尾町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（畑かん改修事業）仁尾地区）を行うことについて平成十七年八月十日適当と決定した。

その関係書類を仁尾町産業振興課において平成十七年九月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市林地区土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業中林地区）を行うことについて平成十七年八月十二日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年九月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月八日認可した。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業馬庭地区
〃	単独県費補助土地改良事業大箕池地区

●香川県公告第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年八月十一日同意した。

平成十七年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
香川町	単独県費補助土地改良事業引土地区
〃	単独県費補助土地改良事業下万塚地区

